

# 審議未了の見通し

期限延長の  
政府議論 12年度以降に

民主党が先月14日に衆議院へ提出した「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の有効期限を10年延長し、2022年度末と

うだ。産廃特措法は18年3月末に失効となる期限立法。民主党は、残された4年弱の期間では対策が十分に取れないと、有効期限を延長する改正案を提出した。しかし政府与党は「期限切れまでまだ時間がある。いま延長について議論する必要性はない」と議論に応じない構えだ。

産廃特措法は03年6月18日に施行され、有効期限は10年間。1998年6月16日以前に不法投棄された産廃の除去が対象で、対象事業になると国からの補助や交付税措置、起債の特例などが認められる。

産廃特措法の対象となっている案件は香川県豊島をはじめ12件。このうち3件は対策が完了しているが、対策後も水処理等が継続するため、11件

で有効期限の延長を求めている。

また滋賀県と三重県は同法の適用について現在相談している最中。このうち滋賀県は、栗東市のRDエンジニアリング社の産廃処分場問題について期限中に対策工事を完了させることは困難との見通しを示し、期限の延長を求めている。

有効期限の延長について政府与党は、今後の推移を見守り判断するとしており、見直すとしても議論は12年度になるとの見方を示している。

平成21年5月20日  
環境新聞